

# こども誰でも通園制度の給付認定申請について

令和8年度以降、こども誰でも通園制度を利用するためには、自治体から給付認定を受ける必要があります。

札幌市では、初回の給付認定申請を2月2日（月）から2月28日（土）まで受付します（3月以降は随時受付を行う予定）。すでに制度を利用している方も新たに給付認定申請が必要となるため、4月以降も継続して制度を利用したい方は期限までにお手続きをお願いいたします。

なお、現在受付中の令和7年度の利用登録は令和8年1月28日（水）で終了します。

（参考）給付認定申請と利用開始のイメージ

申請フォームは令和8年1月下旬にさっぽろ子育て情報サイトで公開

申請時期※1	2/2（月）～ <u>2/28</u> （土）	3月	4月以降
利用開始時期※2 (システムアカウント発行時期)	4月1日から (アカウント発行：3月中)	4月下旬以降 (アカウント発行：4月中旬以降) ★アカウント停止処理※3	翌月の中下旬以降

※1 すでにアカウントをお持ちの方（令和7年6月～令和8年1月までに利用登録を済ませた方）は、給付認定申請に関わらず引き続き令和7年度中（令和8年3月31日まで）の利用が可能です。

※2 実際に利用できる日は施設の受入状況等により異なります。

※3 すでにアカウントをお持ちの方のうち、令和8年2月までに給付認定申請が確認できない場合は、令和8年3月31日にアカウントを停止します（その後、改めて給付認定申請をお願いします）。

最新の情報はさっぽろ子育て情報サイト、下記コールセンターでもご案内しております。  
札幌市こども誰でも通園制度コールセンター 011（350）7368（平日9時～16時※年末年始除く）

